公立高等学校に係る授業料の不徴収及び 高等学校等就学支援金の支給に関する法律案の概要

法案の趣旨

<予算関連法案・日切れ扱い法案>

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

制度の概要

(1) 対象となる学校種

対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの)とする。

(2) 公立高等学校に係る措置

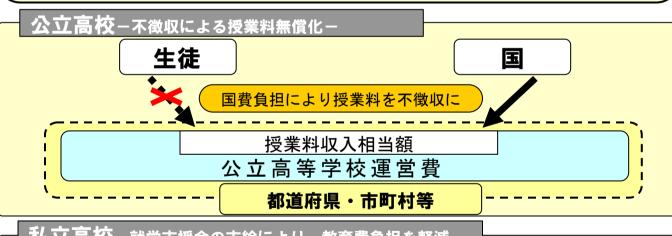
公立高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。

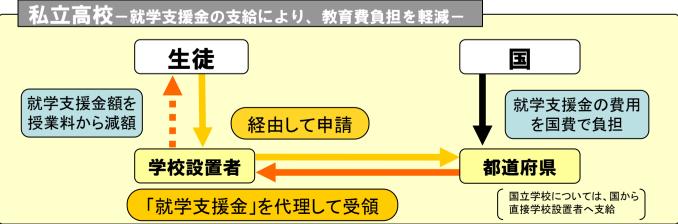
(3) 私立高等学校等に係る措置

(2)以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(私立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒は増額※)を助成(学校設置者が代理 受領)する。

※所得に応じて、一定額(118,800円)を1.5~2倍した額を上限として助成する予定。

年収250万円未満程度 237,600円(2 倍) 年収250~350万円未満程度 178,200円(1.5倍)





施行期日

平成22年4月1日